

情報公開法に関する要望

保存期間の満了した文書、また職務遂行上必要として保存期間を延長し、その後必要でなくなったと認めた文書等を、各行政機関のみの判断で廃棄されることのないよう、法的な制約を与えうるような形に改善して欲しいと思う。

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用のための研究会」中間取りまとめ(平成15年7月)によると、研究会では「平成13年度以降国立公文書館へ移管される公文書等の量が激減している」ことを憂慮したうえで、「平成13年度の情報公開法の施行に伴い、原則として「永久保存」に区分される文書がなくなり、各文書に設定された30年・10年等の有期の保存期間が満了した時点で、移管が適当と判断される公文書等を移管することとする等、移管のしくみが大きく変更されたこと」をその一因と考えている。この引用中の「移管が適当と判断される公文書等を移管することとする」時の、廃棄か移管かの判断を文書を作成した各行政機関のみの独断で行われるようなことはあってはならないと考える。研究会では、その名の通り、情報公開法で対象外としている“歴史資料として重要な公文書等”を適切に保存・利用することを目的として開催されているものであり、どちらかというところ公文書館法の議論の引き合いに出すべきものかもしれないが、公文書の移管の問題は情報公開法と公文書館法の狭間にあるもので、どちらの法によっても相補完的に規定されるべき重要な事項と考える。移管の時点で相当量の公文書が失われないようにするためには、どちらの法律においても廃棄・移管のあり方について効力を発揮するよう規定するか、もしくは評価・選別の段階で相互の機関が協力して行うことが必要であろうと思われる。

また、今回の意見募集についての意見。

情報公開法に関する意見募集期間が2004年5月24日～6月30日と約1か月であるにも関わらず、その募集に関しての周知が少なかつたように思う。期限を切ることも必要とは思いますがより多くの人々の意見を募り、よりよい法律を作っていくためにはもう少し募集している事実を広く知ってもらいたいと思う。そのため、第2次の意見募集が行われることを期待している。